

全日本小学生バンドフェスティバル実施規定

平成12年3月17日

改定 平成13年7月11日 平成18年7月5日 平成18年11月17日 平成25年3月19日 平成26年3月20日
平成27年3月20日 平成30年11月16日 令和5年6月29日 令和5年11月17日 令和6年2月22日

(総 則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、ステージパフォーマンス部門とマーチング部門に分け、それぞれ毎年10月ないし11月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 出演順序は理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟
北陸吹奏楽連盟	関西吹奏楽連盟
中国吹奏楽連盟	四国吹奏楽連盟
九州吹奏楽連盟	

(実施部門・実施方法)

第5条 ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分け、開催日・会場を異として実施する。ただし同時に両部門に出場することはできない。なお、ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、マーチング部門とは、アリーナフロア上の動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加規定)

第6条 参加人員は次のとおりとする。

ステージパフォーマンス部門 ・・・ 65名以内（指揮者は含まない。）

マーチング部門 ・・・ 80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

第7条 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、校長の許可のもと編

成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で
合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

- 2 その他、第7条第1項②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを
検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第9条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用
上のルールは別途定める。

- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第11条 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければ
ならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経ていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第13条 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をい
う。

ステージパフォーマンス部門 ・・・ 7分以内

マーチング部門 ・・・ 6分以内

第14条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第15条 演奏形態は任意とするが、演奏形態によってステージパフォーマンス部門およびマーチング部
門に分けるものとする。

第16条 服装等は任意とする。

(審査・表彰)

- 第17条** 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名以上とする。
- 2 審査方法は本大会審査内規による。

- 第18条** 表彰は、ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

- 第19条** 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。
- 2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。
ただし、新規定に伴う諸事情により期限までに実施ができない場合は、速やかに理事長に届け、承認を得なければならない。

(その他)

- 第20条** 本大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

- 第21条** 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

- 第22条** その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

(附 則)

- 第23条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。
- 2 この規定は、令和5年12月1日より施行する。

全日本小学生バンドフェスティバル審査内規

平成19年7月9日

改定 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日 平成30年11月16日
令和4年9月15日 令和5年11月17日 令和6年3月19日 令和6年5月8日

第1条 この内規は、本大会実施規定第17条・18条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、部門ごとに、A・B・Cの3段階で評価する。

第3条 審査員は、部門ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

第4条 賞の判定は以下による。

- ① 審査員の評価A・B・CをA=3、B=2、C=1の数値に置き換える。
- ② ①の数値を合計した得点の、満点に対する割合を百分率で算出する（小数第1位四捨五入）。
- ③ ②で求めた割合を次の基準（原則）に照らし、金賞、銀賞、銅賞とする。

80%以上 ・・・ 金賞

80%未満～60%以上 ・・・ 銀賞

60%未満 ・・・ 銅賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

第5条 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

第6条 この内規は、理事会の決議により改定することができる。